

■ 緊急通報装置設置事業 ■

広尾町では、在宅のひとり暮らしの高齢者などの方々に対し、急病や災害発生時に「非常ボタン」を押すと警備会社に通報可能な緊急通報装置を設置しています。

対象者

- ① 65歳以上の高齢者で、心身病弱のため現在通院治療しており、日常生活に支障のあるひとり暮らしの方
- ② 要介護認定又は要支援認定を受けており、現在の生活に不安のあるひとり暮らしの方
- ③ 障害者手帳をお持ちのひとり暮らしの方で、下記に該当する方
 - ・ 下肢、体幹、聴覚、視覚障害 1級又は2級の方
 - ・ 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、免疫機能障害 1級から4級までの方
- ④ ひとり暮らしの方で、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ⑤ 上記と同等と認められる世帯



設置内容

①固定型（ご自宅の固定電話を使用します）



㊦緊急通報装置本体

固定電話の回線を使用して、非常ボタンを押すと警備会社「ALSOK」に自動通報され、広尾町にある出張所からガードマンが駆けつけます。さらに「ALSOK」から、必要に応じてとかち広域消防事務組合広尾消防署等に通報されます。

また、相談ボタンを押すと、「ALSOK」に健康や医療等の相談をすることができます。

㊧ペンダント式発信機

緊急通報装置と連動しており、ボタンを押すと㊦と同様にまずは「ALSOK」に自動通報されます。

㊨火災警報器（煙感知式）

煙を感知すると㊦・㊧と同様に、まずは「ALSOK」に自動通報されます。

②モバイル型（専用のモバイルを使用します）

固定電話回線のない方は
こちら



㊦モバイル型緊急通報装置

十勝管内に限り、外出時も利用することができます。

ブザー用ストラップを引くと「ALSOK」に自動通報されます。

さらに「ALSOK」から、あらかじめ登録している緊急協力員及び
とかち広域消防事務組合広尾消防署等に通報されます（同消防組合管
轄地域外での発報は、その地域を管轄している消防組合へ通報されます）。

※緊急協力員（町内の親族や近隣の方）2名の登録が必要になります。

※緊急協力員が駆けつけできない場合は、ALSOKのガードマン（警備員）が
駆けつけます。ただし、外出先ではガードマンは駆けつけできません。

※充電は毎日行ってください。電池残量がなくなると通報できません。

※携帯電話の電波状況と同一のため、機械が繋がりにくい地域があります。

費用負担

固定型：電話回線を使用しますので、通報時の通話料金・電気料金は
自己負担となります。

モバイル型：通話料は無料ですが、充電が必要になりますので、電気料金は
自己負担となります。

共通：設置・撤去にかかる費用は町が負担いたします。

利用の流れ

① **申し込み**：本人や家族・ケアマネが役場保健福祉課へ
申請書類を提出します。

② **利用決定**：町が利用の可否について決定します。
役場から利用決定通知書が届きます。

③ **日程調整**：機器の設置日について、「ALSOK」と調整を行います。

④ **利用開始**：設置当日は警備会社の職員が訪問し、操作方法を説明します。
ご希望の場合、鍵をお預かりしますので、ご用意ください。

詳しくは、役場保健福祉課福祉係 TEL2-0172(直通)まで

緊急通報装置 比較表

	固定型 外出されない方へおすすめ	モバイル型 外出や畑作業をされる方へおすすめ
電話機(固定 電話回線)	必要 ※既設の電話機との併設ができない場合、設置不可	不要
駆けつけ体制	ALSOK ガードマン及び救急隊員 ※救急隊員は必要に応じて駆けつけ	救急隊員及び緊急協力員
緊急協力員	不要	必要(原則2名)
合鍵の預け先	ALSOK ※鍵を預けることができない場合は要相談	緊急協力員 ※鍵を預けることができない場合は要相談
利用範囲	自宅内	十勝管内
基本構成	㊦通信機器本体(ハンズフリー通話対応)、㊧ペンダント式発信機、㊨火災警報器(煙感知式)	㊦通信機器本体(ハンズフリー通話対応) ※家族との電話やメッセージのやり取りなど、「通報」以外の機能は使用不可
相談サービス	有	無
充電	不要	必要
費用	通報時の通話料金・電気料金	充電にかかる電気料金 ※通話料は無料
設置にかかる 日数	申請から約2週間以内	申請から約2週間以内

※操作方法については、設置時に警備会社担当者よりご説明いたします。

詳しくは、役場保健福祉課福祉係 TEL2-0172(直通)まで